

○坂戸市防犯のまちづくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、防犯のまちづくりを推進するため、基本理念を定めるとともに、市、市民、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにし、もって市民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (3) 土地所有者等 市内に所在する土地又は建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 関係機関 市の区域を管轄する警察及び市内において防犯に関する活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 防犯のまちづくりは、市、市民、事業者及び土地所有者等が自分たちの地域の安全は自分たちで守るという防犯意識の下に、それぞれの役割を分担し、密接な連携を図りながら協働し、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを行うことを基本理念として、推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、防犯のまちづくりを推進するため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 防犯意識の高揚を図るための啓発活動
- (2) 自主的な防犯活動に対する支援
- (3) 犯罪のない地域社会の実現に向けた環境の整備
- (4) その他防犯のまちづくりを推進するために必要な事項

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、日常生活における自らの安全の確保に努め、及び地域における防犯活動に自主的に取り組むとともに、市が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に関し自らの安全の確保に努め、及び地域における防犯活動に積極的に協力するとともに、市が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、基本理念に基づき、土地所有者等が所有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物に関し、安全の確保のための必要な措置を講ずるとともに、市が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、市民、事業者、土地所有者等及び関係機関と連携し、防犯のまちづくりに関する施策について総合的かつ計画的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。